

議案第 74 号

太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年12月 3日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の施行、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正等に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

目次中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業」に、「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）」を
「 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）」に改める。
第4章 雑則（第53条・第54条）」

第1条中「第34条第3項」を「第34条第2項」に、「第46条第3項」を「第46条第2項」に、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）」を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」に改める。

第2条中「定義」を「意義」に改め、同条第19号中「第27第1項」を「第27条第1項」に改め、同条第21号中「第28条第4項の規定」を「第28条第4項」に、「第30条第4項の規定」を「第30条第4項」に改める。

第5条第1項中「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改め、同条第2項から第6項までを削る。

第6条の見出し中「利用申込みに対する」を削り、同条第3項中「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第7条第2項中「附則第73条第1項」を「第73条第1項」に改め、「含む。」の次に「第40条第2項及び第42条第4項第1号において同じ。」を加える。

第8条中「に規定する通知」を「の規定による通知」に、「及び保育必要量等」を「、保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等」に改める。

第13条第2項中「規定する」を「掲げる」に改め、同条第4項中「の各号」を削り、同項第3号ア（ア）中「7万7,101円」を「77,101円」に改め、同号ア（イ）中「5万7,700円」を「57,700円」に、「7万7,101円」を「77,101円」に改める。

第14条第1項中「に規定する施設型給付費」を「の施設型給付費」に改める。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改め、同項第3号中「平成29年文部科学省告示第62号。」を削り、「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第17条中「教育・保育給付認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条及び第19条中「の保護者」を「に係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条中「の各号」を削り、同条第4号中「、提供を行わない日」を「並びに特定教育・保育の提供を行わない日」に改め、同条第5号中「教育・保育給付認定保護者」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者」に、「受領する利用者負担その他の費用の種類」を「支払を受ける費用の種類」に改める。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うこ

とをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第27条第3項中「の保護者」を「に係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第34条第2項中「の各号」を削り、同項第2号中「特定教育・保育の」の次に「提供の」を加える。

第35条第1項中「この条」を「以下この条」に改め、同条第2項中「教育・保育給付認定子どもの数」を「教育・保育給付認定子ども」に、「利用定員の数」を「利用定員の総数」に改め、同条第3項中「本章」を「前節」に、「法第19条第1号に」を「同号に」に、「法第19条第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に改める。

第36条第1項中「次項において同じ」を「以下この条において同じ」に改め、同条第2項中「教育・保育給付認定子どもの数」を「教育・保育給付認定子ども」に、「利用定員の数」を「利用定員の総数」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定こども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定こども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学

前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条第1項中「同省令第31条」を「同令第27条」に、「小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号」を「小規模保育事業B型をいう。同号」に、「同省令第33条」を「同条」に改める。

第38条第2項を削る。

第39条第2項中「の数」を削り、「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第40条第2項中「（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。

第42条第1項中「この項」を「以下この項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

第42条第1項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第2項第1号中「役割分担」を「役割の分担」に改め、同条第3項各号を次のように改める。

- (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型

又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

第42条第4項中「特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときに」を「次のいずれかに該当するとき」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項の場合においては」を「前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において」に改め、同条第6項中「あつては」の次に「、第1項本文の規定にかかわらず」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

第42条第7項及び第8項中「第1項」を「第1項本文」に改める。

第43条第4項中「の各号」を削り、同項第1号中「物品」の次に「の購入に要する費用」を加え、同条第5項中「前4項」を「前各項」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第46条中「の各号」を削る。

第48条の見出し中「定員」を「利用定員」に改め、同条中「の定員」を削る。

第49条第2項中「の各号」を削り、同項第2号中「特定地域型保育の」の次に「提供の」を加える。

第50条を次のように改める。

（準用）

第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

第51条第2項中「教育・保育給付認定子どもの数」を「教育・保育給付認定子ども」に、「当該特定利用地域型保育」を「、当該特定利用地域型保育」に、「利用定員の数」を「利用定員の総数」に改め、同条第3項中「本章」を「前節」に、「小学校就学前子どもの数」を「小学校就学前子ども」に、「法第19条第1号又は第3号」を「同号又は同条第3号」に改め、「含む。）」と」の次に「、」同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前

子ども」と」を加え、「第２項から第４項まで」を「前３項」に改める。

第52条第２項中「教育・保育給付認定子どもの数」を「教育・保育給付認定子ども」に、「当該特別利用地域型保育」を「、当該特別利用地域型保育」に、「利用定員の数」を「利用定員の総数」に改め、同条第３項中「場合には、特定利用地域型保育」を「場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育」に、「本章」を「前節」に改め、「教育・保育給付認定保護者に限る。）」と」の次に「、「法第29条第３項第２号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第３号の市町村が定める額」と」を加え、「（令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。）」を削り、「及び満３歳以上保育認定子ども」の次に「（令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。）」を加える。

本則に次の１章を加える。

第４章 雑則

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

２ 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第４項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通

信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教

育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

（委任）

第54条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則第2条第1項中「受けるもの」を「受ける者」に、「この項において同じ。」を「この項において同じ。）」に、「特定教育・保育（保育に限る。）を除く。」を「特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改め、「と」、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」を削り、同条第2項中「第3条」を削る。

附則第4条を次のように改める。

（連携施設に関する経過措置）

第4条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、

連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。